入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「段階選抜方式」、「新技術導入促進（Ⅰ）型」、「技術提案簡易評価型」、「余裕期間制度（発注者指定方式）」、「建設業法第26条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者及び建設業法第26条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例の監理技術者等」）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和７年10月６日

契約担当官

関東地方整備局長　橋本　雅道

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ｒ７東京外環道中央ＪＣＴ北側換気所改良工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　東京都三鷹市北野三丁目地先

⑷　工事内容　道路改良１式、地盤改良工１式、高圧噴射撹拌二重管工法φ3500　改良長Ｌ＝4.9m　12本、高圧噴射撹拌二重管工法φ3000　改良長Ｌ＝2.0m　６本、仮設工１式、地中連続壁工１式、等厚式ソイルセメント地中連続壁　ソイルセメント長Ｌ＝53.2m　芯材長Ｌ＝52.0m　ｔ＝1.1m　12セット、ソイルセメント長Ｌ＝49.2m　芯材長Ｌ＝48.0m　ｔ＝1.1m　７セット、ソイルセメント長Ｌ＝41.7m　芯材長Ｌ＝40.5m　ｔ＝1.1m　８セット、ソイルセメント長Ｌ＝40.7m　芯材長Ｌ＝39.5m　ｔ＝1.1m　46セット、ソイルセメント長Ｌ＝40.7m　芯材長Ｌ＝39.5m　ｔ＝1.2m　24セット、ソイルセメント長Ｌ＝49.2m　芯材長Ｌ＝48.0m　ｔ＝0.65m　39セット、中間杭工１式、中間杭Ｈ鋼杭400　杭長46.6（φ600）68本、中間杭Ｈ鋼杭400　杭長55.2m（φ600）25本、土留・仮締切工１式、鋼矢板ⅠⅤ型平均鋼矢板長Ｌ＝18.0m（鋼矢板打込長17.5m　平均鋼矢板引抜長17.5m）136枚

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

工期：令和８年５月１日から令和10年１月20日まで（余裕期間：契約締結の翌日から令和８年４月30日まで）

⑹　使用する主要な資機材　セメント（地中連続壁）約4,579ｔ、仮設鋼材（心材）約3,926ｔ、仮設鋼材（中間杭）約782ｔ

⑺　本工事は、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、企業の技術力（工事全般の施工計画、賃上げの実施に関する評価、ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「一次審査申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審査資料」という）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り工事全般の施工計画及び従業員への賃金引上げ計画の表明書、ワーク・ライフ・バランス関連認定企業等（以下「二次審査資料」という）の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表―２による。

①　「工事環境の改善」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。

③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④　建設リサイクル法対象工事

⑤　総価契約単価合意方式

⑥　出来高部分払方式

⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事

⑧　「設計審査会」の設置対象工事

⑨　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑩　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【発注者指定型】

⑪　工事工程表の開示の試行工事

⑫　週休２日制適用工事（完全週休２日）

⑬　新技術導入促進（Ⅰ）型

⑭　技術提案簡易評価型

⑮　段階選抜一次審査選抜者数拡大

⑯　「生産性向上チャレンジ」試行工事

⑰　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑱　条件明示チェックリスト開示の試行工事

⑲　「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

⑳　ＣＣＵＳ義務化モデル工事

㉑　監理技術者育成交代モデル工事（試行）

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　ソイルセメント杭による地中連続壁の工事で、施工深度が30m以上であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和８年４月30日までを予定する。

また、本発注工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。本発注工事は、余裕期間後、工事の始期日より主任（監理）技術者の専任を要する工事である。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

②　１人の者が、平成22年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑸㋐に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））